

# 公立大学法人富山県立大学科学研究費補助金等経理事務取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「補助金等」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成 15 年規程第 17 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成 23 年規程第 19 号）文部科学省・日本学術振興会研究者・機関使用ルール、富山県立大学研究倫理規準及び富山県立大学競争的研究資金等に関する取扱規程その他法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接経費 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に係る補助事業（以下「補助事業」という。）の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (2) 間接経費 補助事業の実施に伴う法人の管理等に必要な経費をいう。
- (3) 研究代表者 補助金等の交付の対象となる事業において、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
- (4) 研究分担者 補助金等の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の

研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

(5) 研究者 研究代表者及び研究分担者をいう。

(経理の委任)

第3条 補助金等(直接経費)の交付を受けた研究者は、その経理を事務局長に委任する。

2 研究者から委任を受けた補助金等の経理に関する事務は、公立大学法人富山県立大学会計規程及び法人の研究費執行に係る諸規程等に準じて、事務局が行う。

(補助金の管理)

第4条 事務局は、研究者に代わり、補助金等(直接経費)を管理する。

2 事務局は、複数の研究者に交付される補助金等を理事長名義の預金口座に預金し、管理する。

3 前項の預金口座は、決済用預金口座とする。

(間接経費の受入及び返還)

第5条 法人は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。なお、研究代表者においては、補助金等の交付決定を受けたとき、研究分担者においては、他の研究機関からの分担金が配分されたときをもって、当該研究者から法人への譲渡の手続が完了したものとみなす。

2 当該研究者が他の研究機関に所属する又は補助事業を廃止することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

(間接経費の使途)

第6条 間接経費は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に従い、補助事業の研究環境の改善及び法人全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するものとし、事務局長の責任の下で事務局が適正に執行するものとする。

(補助金に係る諸手続)

第7条 補助金等(直接経費及び間接経費)に係る次に掲げる手続は、研究者に代わり、事務局が行う。

- (1) 応募及び交付申請に係る手続
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続
- (3) 実績報告に係る手続
- (4) 自己評価報告に係る手続
- (5) 研究成果報告に係る手続
- (6) その他、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める手続

(寄附)

第8条 研究者は補助金により設備、備品又は備品扱いの図書(以下「設備等」という。)を購入したときは直ちに、規程第18条又は取扱要領第20条により理事長に寄附を申し出なければならない。ただし、規程第18条第2項による文部科学大臣の承認又は取扱要領第20条第4項による独立行政法人日本学術振興会理事長の承認を必要とする場合は、関係書類を添付の上、理事長に申し出なければならない。

- 2 理事長は、前項ただし書きの申請が適当であると認めたときは、文部科学大臣又は日本学術振興会理事長に承認の申請を行う。
- 3 前項により承認を受けた設備等について、研究上の支障がなくなったとき、研究者は本条第一項の手続きを直ちに行わなければならない。
- 4 理事長は、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じ当該設備等を当該研究者に返還し、当該研究者の移動先研究機関に当該設備を移すことができる。

(準用)

第9条 補助金に類する競争的資金に係る経理事務の取扱いについては、他に特別の定

めのある場合を除き、この規程を準用する。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。